

乙第2号議案

沖縄県私立学校施設改築促進事業基金条例の一部を改正する条例

沖縄県私立学校施設改築促進事業基金条例（平成24年沖縄県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第6条中「施設の改築」の次に「及び大規模な改造」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月15日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

安全・安心な教育環境の整備を促進するため、私立学校の施設の大規模な改造を促進する費用の財源に充てることができるようとする等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。